

第 10 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 6 年 4 月 10 日（水）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|-------------|------------|
| 1 番 友岡 康幸 | 2 番 松岡 日出男 | 3 番 桐原 忠継 | 4 番 小出 満文 |
| 5 番 福本 博文 | 6 番 加藤 清孝 | 7 番 小林 公子 | 8 番 長崎 愛 |
| 9 番 柳 敏行 | 10 番 藤岡 恵雄 | 11 番 今村 建一 | 12 番 古澤 弥生 |
| 13 番 渡邊 和徳 | 14 番 渡邊 晃 | 15 番 豊田 るみ子 | |
| 16 番 池田 春香 | 17 番 藤原 幸似 | 18 番 古庄 憲明 | 19 番 北野 暁之 |
- 欠席委員 なし
4. 議事日程
- | | |
|---------|-------------------------------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 議案第 4 号 | 経営基盤強化促進法許可申請について |
| 議案第 5 号 | 農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画の更新について |
5. 事務局職員
- | | |
|----|-------|
| 局長 | 今村 洋一 |
| 主幹 | 藤野 貴洋 |
| 主査 | 梅田 和宏 |

6. 会議の概要

発言者	内容
事務局	<p>皆さんおはようございます。総会を行います前に、令和 6 年度の 4 月の定期異動で前局長と前次長のお二人の異動がありましたので、総会前に一言ずつ挨拶をいただきまして総会に移ります。</p> <p style="text-align: center;">（下田前局長、荒牧前次長の挨拶）</p> <p>続きまして、4 月の定期異動で農業委員会へ異動となりました 2 名から一言挨拶をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（今村局長、梅田主査の挨拶）</p>
局長	<p>それでは、久木野地区・長陽地区の委員におかれましては、現地確認お疲れ様でした。</p> <p>それでは、定刻を少し過ぎましたが、第 10 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>農業委員総数 19 名、出席委員 19 名、南阿蘇村 農業委員会 会議規則 第 7 条により本総会の成立を報告致します。</p> <p>それでは、農業委員会憲章を出席者全員で唱和いたします。昨年度より年 1 回年</p>

<p>会長</p> <p>局長</p> <p>議長</p>	<p>度初めのみ全員での唱和としております。全員で唱和を行いますので、ご協力をお願いいたします。恐れ入りますが、皆様ご起立をお願いいたします。</p> <p>皆様は、会長が一つ、農業委員会は、唱和されましたら、続けて一緒に朱書きの個所を読み上げていただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>(会長に続けて農業憲章を唱和)</p> <p>ありがとうございました。それでは、ご着席ください。</p> <p>それでは、議案説明の際には、自席で起立のうえ、ご発言いただきますようお願いいたします。また、議事録作成のため、発言内容を録音しておりますが、音声为正しく認識できますように、マイクを通じて番号、氏名を申し添えたくうえでご発言いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に進めさせていただきます。本村農業委員会会議規則第5条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よりよろしくお願いいたします。</p> <p>皆さんおはようございます。</p> <p>それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>只今から第10回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に18番の古庄委員、2番の松岡委員を指名します。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>朗読をいたしますまえに、訂正がありますので、お詫び申し上げます。召集告知書のほうに第4条のほうの記載がありましたが、本日の議案にはございません。また、議案第1号第3条議案書の中の番号5の移動の理由が所有権移転の贈与となります。こちら訂正のほうよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移 転の売買となります。</p> <p>番号2：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移 転の売買となります。</p> <p>番号3：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権 移転の売買となります。</p> <p>番号4：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>番号5：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]</p>

■■■■ 所有権移転の贈与となります。

番号6：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番
■■■■ 所有権移転
の売買となります。

番号7：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番
■■■■ 所有権移転の
売買となります。

番号8：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番
■■■■ 所有権移転の
売買となります。

次のページをご覧ください。

番号9：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

■■■■ 所有権移転の贈与となります。

以上、ご審議いただきます。

議長

朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。

番号5については、■■■■委員の案件でありますので、委員の退席を求め、先に審議いたします。

(■■■■委員退室)

それでは番号5について地元委員の説明をお願いします。

8番

議案第1号番号5番について、8番の長崎が説明します。

譲渡人、譲受人申請土地の状況は議案書記載のとおりです。

譲渡人は、村外に住んでおり、農地の管理ができないということで、今回田畑を一括管理をお願いしたいということで、譲受人と話が纏まりました。田んぼのほうは後程管理公社を通して売買が出てきますが、畑のほうだけは所有権移転贈与ということでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、審議をお願いします。

(異議なし)

無ければ、議案第1号農地法3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号第5号は原案どおり可決致します。

(■■■■委員入室)

続きまして、番号1から番号4並びに番号6から番号9について、審議します。地元委員より説明をお願いします。

4 番	<p>議案第 1 号番号 1 番について、4 番の小出が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は村外に長年住まわれており、農地の管理が出来ないとのことで、農地を譲り受けてもらう人を探しておられました。長年隣接する場所で農業を営まれている方と所有権の売買ということで、話ができて、申請がありました。何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
2 番	<p>議案第 1 号番号 2 番について、2 番の松岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は女性一人での農地管理が難しく、農地を管理していただける方を探していたところ、地元で土木業を営みながら、その傍らで農業をされている譲受人と所有権移転の売買ということで申請があがりました。何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
7 番	<p>議案第 1 号番号 3 番について、7 番の小林が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人はご高齢で、農地の管理が難しくなり、農地を管理していただける方を探されておりましたところ、譲受人と所有権移転で贈与の契約が結ばれます。譲受人は申請地の付近で土木業の傍ら農業も営まれており、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
8 番	<p>議案第 1 号番号 4 番について、8 番の長崎が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は農作業が出来なくなるとのことで、だれか耕作者を探しておられました。譲受人の方も昨年新規就農されて農地を増やしたいとのことで、今回所有権移転の売買ということで、話が纏まりました。何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
11 番	<p>議案第 1 号番号 6 番から 8 番について、11 番の今村が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>それぞれ譲受人と所有権移転の売買の話が纏まりました。6 番から 8 番についてですが、譲渡人はそれぞれ農業を営めず、耕作されている方を探していたところですが、それぞれ譲受人と所有権移転の売買の話が纏まり、3 件とも地元で農業を営んでおられ、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
15 番	<p>議案第 1 号 番号 9 番について、15 番の豊田が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子の関係です。今回親子間の農地の贈与ということで、所有権移転の贈与の申請があつております。</p> <p>譲受人は親子で農業を営んでおられ、農地管理を行ううえで支障はなく、未来の担い手農家として、今後村の中心経営体として農業に取り組まれることが期待されます。以上、何ら問題は無いと思われまます。ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>

議長	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>無いようですので、議案第1号農地法3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は個人住宅 契約の種類 転用所有権移転の有償となります。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は個人住宅 契約の種類 転用所有権移転の有償となります。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は個人住宅 契約の種類 転用所有権移転の有償となります。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は進入道路 契約の種類 転用所有権移転の有償となります。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は駐車場、始末書添付となります。 契約の種類 転用所有権移転の無償となります。</p> <p>番号6：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は店舗兼住宅、始末書添付となります。 契約の種類 転用所有権移転の有償となります。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
8番	<p>議案第2号番号1番について、8番の長崎が説明します。申請者、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人の現在の家屋は斜面に建っており、老朽化が進むにつれて傾きが見られるようになりました。現在は応急処置として、ジャッキアップ等で傾きを補正して住んでいらっしゃいます。最近雨の降り方も酷く安全が確保できる状態ではなくなったため、やむなく転居して新家屋を建てる計画をされました。現在の住居から約</p>

	<p>300m 近隣に甥の所有する農地があることから譲り受けを願ったところ、了解を得ることができ、今回の申請となりました。排水等も確認されており、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程、よろしくお願ひします。</p> <p>11 番 議案第 2 号番号 2 番から 4 番について、11 番の今村が説明します。申請者、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号 2 番については、譲受人が申請地において事務所兼店舗という計画がなされ、来月の総会以降にも隣接する農地にお店を建設される計画のようです。店舗の駐車場に事務所を兼ねる住宅ということで、駐車場も大きく計画されています。</p> <p>番号 3 番につきましては、譲受人は村内で農業を営む担い手農家のお子さんのお嬢さんにあたります。今回村内へ移住を決められ、個人住宅を建設されるようです。譲受人が後継者として、新しい住居を建てたいと、農地を譲り受け、所有権移転の無証ということで申請が上がりまました。</p> <p>番号 4 番につきましては、番号 3 で計画されている個人住宅への進入路建設の案件となります。</p> <p>3 件ともに排水計画、事業計画や関係書類等に何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程、よろしくお願ひします。</p> <p>19 番 議案第 2 号番号 5 番について、19 番の北野が説明します。申請者、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人はご住職であられ、駐車場が手狭であったことから譲渡人との協議の上、申請地を駐車場にされており数年が経過されておりました。譲受人は農地法での規制を深く認識しておらずこのようなことになっており、今回始末書添付で所有権移転売買の申請が上がりております。</p> <p>本人も大変反省されておられますので、ご審議の程、よろしくお願ひします。</p> <p>15 番 議案第 2 号番号 6 番について、15 番の豊田が説明します。申請者、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人と譲受人はご近所さんの関係であり、譲受人の所有する店舗が譲渡人の所有する申請地へはみ出しており、数年経過し違法転用であることが判明し、今回正式に農地転用の手続きをされるようです。</p> <p>始末書添付ということで申請者も反省されております。</p> <p>周辺の同意等の配慮もされておられ、何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p> <p>議長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願ひ致します。</p>
--	---

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します。

続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局

はい朗読を致します。議案第3号経営基盤強化促進法許可申請について
番号1：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

相続権者同意書有りです。

番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定20年です。

番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定5年です。

番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

す。

番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定3年です。

番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定10年です。

番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

相続権者同意書有りです。

番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定10年、相続権者同意書有りです。

番号9：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定10年、相続権者同意書有りです。

番号10：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

年です。

番号11：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況

年です。

番号12：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況

賃借権設定10

年です。

番号 13：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 []
賃借権設定 10 年

です。

番号 14：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 []

賃借権設定 10 年、相続権者同意書有りです。

番号 15：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 []
賃借権設定 10

年、相続権者同意書有りです。

番号 16 番は再設定の案件となりますので省略します。

番号 17：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 []
農地中間管理
事業 一括方式 集積 10 年 となります。

番号 18：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 []
農地中間管理
事業 特例売買 集積となります。

番号 19：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 []
農地中間管理事業 特例売買 集積となります。

番号 20：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 []
農地中間管理
事業 特例売買 配分となります。

議長

番号 8 から番号 13 と番号 19 については [] 委員と [] 委員の案件でありますので、委員の退席を求め、番号 8 から番号 13 と番号 19 を先に審議します。まず、 [] 委員は退席をお願いします。

([] 委員退室)

それでは、番号 8 から番号 13 について、地元委員の説明をお願いします。

9 番

議案第 3 号 8 番から 13 番について、9 番の榑が説明します。

譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。番号 8 番から 13 番はともに譲渡人がご高齢や村外に住まわれているため、農地の管理が困難であり、農地の管理が任せられる方を探されておりました。今回譲受人と賃借権設定 10 年の契約が結ばれます。譲受人は地域で長年畜産業を営んでおり、農地管理をするうえで、申し分ないと思われまます。ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので、審議をお願いします。

(異議なし)

無いようですので、議案第3号番号8から番号13経営基盤強化促進法による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号番号8から番号13は原案どおり可決致します。

続きまして、[]委員の案件を審議します。

([]委員入室)

([]委員退室)

それでは、番号19について、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号19番は、譲渡人が県外に住まわれており、農地の管理が難しいということから、同じ地域で農業を営む譲受人と特例売買の集積ということで契約が結ばれております。

この制度は対象農地が農振農用地であり、買い手が認定農家である等の一定条件が必要となる農地の売買となります。売り手と買い手の間に熊本県農業公社が仲介し、個人間での代金受領をはじめ土地の登記まで県公社・村が代行して行うことで、個人の事務手続きによる負担が軽減されます。

また、譲渡人と譲受人ともに税制面での優遇措置を受け、譲渡人は農地を取得した際の固定資産税・不動産取得税の軽減、特に譲渡人につきましては、土地代の譲渡所得に特別控除による優遇措置があることで、譲渡所得については、ほぼ課税が免除されます。

場所は []地区 []から []に位置する農地と同じく []から []に位置する農地となります。

ご審議をお願いします。

議長

説明が終わりましたので、審議をお願いします。

(異議なし)

無いようですので、議案第3号番号19経営基盤強化促進法による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号番号19は原案どおり可決致します。

([]委員入室)

続きまして、番号1から番号7、番号14から番号18、番号20について、地元委員並びに事務局より説明をお願いします。

4番

議案第3号番号1番から2番について4番の小出が説明します。
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。

	<p>番号1番の譲渡人は既に亡くなられておられ相続人が所有しておられ、これまでも同じ地区の農家の方が耕作されておりました。今回新たな作り手として賃借権設定の5年の相続権者同意書有ということで契約が結ばれます。</p> <p>番号2番につきましては、譲渡人は村外にお住まいで、農地の管理が難しい事から、同じ村で担い手農家として頑張っておられる譲受人と賃借権設定の20年の契約が結ばれます。</p> <p>以上、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
6番	<p>議案第3号番号3番について6番の加藤が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は農業を営んでおらず、農地を耕作していただける方を探されておられ、今回、農業規模を拡大中で、隣村から通作をされる若手農家の譲受人と賃借権設定5年ということで話がまとまりました。</p> <p>譲受人は新規就農者で認定新規就農者として今後担い手として活躍が期待される経営体となります。何ら問題無いと思われしますので、ご審議いただきますよう、よろしく申し上げます。</p>
5番	<p>議案第3号番号4番から5番について5番の福本が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号4番5番ともに譲渡人はご高齢で農地が管理出来ないということで、譲受人とそれぞれ賃借権設定20年・賃借権設定3年と契約が結ばれます。</p> <p>番号4は地元において、規模拡大中で大いに活躍されている担い手農家で、番号5は農事組合法人として長年地域で大規模な営農をなされている法人です。両方ともに長年農業を営まれており農地管理をするうえで申し分ないと思われそうです。何ら問題は無いと思われしますので、ご審議いただきますよう、よろしく申し上げます。</p>
7番	<p>議案第3号番号6番について7番の小林が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号6番の譲渡人は、高齢に伴い農業規模を縮小されており、農地の管理が難しくなってきたことから、農地を耕作していただける、譲受人と賃借権設定10年の契約が結ばれます。</p> <p>譲受人は担い手として農業を営まれており、何ら問題は無いと思います。</p>
9番	<p>議案第3号番号7番について9番の榊が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人は新規就農者であり、教職員退職後、合志市にある農業者大学校で作物の栽培を1年間学ばれております。今後地域でのうちを管理する上で申し分ないと思えます。賃借権設定1年で契約をするということで合意がされております。ご審議の方よろしく願いいたします。</p>
10番	<p>議案第3号番号14番について10番の藤岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号14番につきましては、譲渡人が既に亡くなられ、譲渡人の後継者が農業が出来ないということで、今後農地管理が難しい為に、耕作者を探されておりましたと</p>

<p>11 番</p>	<p>ころ、譲受人と賃借権設定 10 年相続権者同意書有の契約が結ばれます。 何ら問題は無いと思われまますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。</p> <p>議案第 3 号番号 15 番について 11 番の今村が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人は農業が出来ない事から農地の管理をしていただける方を探されておりましたが、今回耕作者として譲受人と賃借権設定の 10 年 相続権者同意書有の契約が結ばれます。 何ら問題無いと思われまます。ご審議ください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 3 号番号 17, 18, 20 番について、事務局が説明します。 番号 17 番につきましては、農地中間管理事業による利用権設定となります。 譲渡人はご高齢で、病気などに伴い農地が管理出来ない事から、新たな作り手を探されておられましたが、今回のうちの管理をしていただくために、農地中間管理事業による賃借権設定を結ばれます。 譲受人は地域で担い手農家として規模拡大中で、農業経験も豊富で実績もあり何ら問題無いと思われまます。場所は河陰地区 久木野神社から北東へ 150m のところに位置する農地です。 番号 18, 20 番につきましては、先ほど審議しました番号 19 番と同じく熊本県農業公社を通した特例売買となります。税制面での優遇措置があることは先ほどと同じとなります。 番号 18 番は、譲渡人がご高齢で施設に入所中であり、農地の管理が難しいということで、新たな耕作者を探されておりましたところ、申請地近隣を大規模な施設園芸をされる譲受人と特例売買の集積ということで、売買契約が結ばれました。場所は■■■地区 ■■■■■から■■■■■にある農地です。 番号 20 番は、以前の農業委員会総会で審議され、熊本県農業公社へ農地集積された案件となり、今回熊本県農業公社から買い手と農地の配分がなされました。場所は■■■地区 ■■■■■から■■■■■にある農地となります。以上、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>無いようですので、議案第 3 号番号 1 から番号 7、番号 14 から番号 18、番号 20 の経営基盤強化促進法による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり可決致します。</p>

<p>議長</p>	<p>以上で議案の審議は終了しますが、5月の総会の日程を決めておきたいと思えます。予定案として令和6年5月10日 金曜日 午前10時より開催したいと思えます。なお、会場は南阿蘇村役場庁舎2階大会議室での開催としております。</p> <p>いかがでしょうか？それでは、次回の総会は5月10日金曜日10時からの開催とします。なお、現地確認がある場合は事務局より通知がございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>その他で委員さんから何かございませんか？無いようですので、事務局から何かございませんか？</p>
<p>事務局</p>	<p>皆さん総会お疲れ様でした。事務局から2つほどお知らせがございます。</p> <p>1つ目ですが、お手元に令和6年度最適化活動の目標設定というものを置いておりますのでご覧ください。これは令和5年度から始まったもので、農業委員会活動の最適化ということで、目標設定をして、公表してうまく各農業委員会で頑張ってくださいということで、全国の農業委員会で取り組んでいくものです。内容を説明します。</p> <p>まず1ページ目に農業委員会の状況ということで、農林業センサスのデータをそのまま転記しています。農業員さんが19名、最適化推進委員が20名となっています。任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日の3年間となっています。2番の農家、農地の概要については、農家が900、総農家数が905。経営体が689、農業者数が1,525名。内訳がご覧のとおりで、認定農業者数が210人。その他認定新規就農者が42名です。一番下の欄に耕地面積とありますが、おおよそうちの村は約3,000haあるということです。次のページをお願いします。</p> <p>2枚目が最適化活動の目標ということで、農地利用の最適化ということが平成28年の農地法の大改正を受けまして、大きく変わったところです。ここにある農業委員会の法令業務に加え、農地利用の最適化ということで、先ほど皆さんが憲章で読み上げたような新規就農者や担い手に農地を集約する、遊休農地を解消するといった農地利用の最適化について、農業委員会を上げて頑張ってくださいというのが目標となります。</p> <p>管内の耕作面積3,150haに対して、これまで担い手農家や認定農家などに準ずる農地の担い手といわれる方に今現在1,619haの農地が集積されています。全体の51.4%の農地は担い手に所有権なり賃借権が結ばれ、集積されています。</p> <p>比較的本村は、集積率が高い部類になりますが、下にあります目標ということで、だいたい耕作面積の80%を全国の農業委員会で目指すということで、国の方から県を經由して通達等が来ておりますが、80%以上というのは相当高い目標です。</p> <p>幸いにして本村は新規就農者が多いので、割と担い手農家に集約できてはいるが、頑張っていく必要があると思っている。</p> <p>2番目が遊休農地の解消ということで、毎年1回農業委員さんと最適化推進委員さんに農地パトロールをお願いしているところです。この情報を基に遊休農地がどれだけあるかというのがこちらに記載してあります。昔でいうA農地、B農地とあり、A農地の部類。黄色農地とか緑農地とか令和5年度から名称が変わっています。75haは荒廃までしてはいないが、トラクターのロータリーやバックホウ、ブルドーザーを入れて開墾すれば使える農地。緑色農地のうち、10haはトラクター</p>

で1回開墾すると使えるぐらいのものということになる。1番2番ともに課題というのが、担い手農家が今度不足していくことと農家の高齢化が進むことじゃないかということで報告をしております。

2番に、既存の遊休農地の解消ということで、解消に向けた目標設定を記載しております。基盤整備をするなど、国の耕作放棄地解消事業など補助金等があるということですが、なかなか採択が難しいですが、目標として掲げております。

次のページは実際うちの村で新規参入がどれだけ進んでいるかのデータです。令和3～5年度に新規就農者がどれだけ経営体として加わったのかを示してあります。熊本県内でも極めて高い方だという報告を受けております。これまで通り農政係と連携を図りながら新規就農者を受け入れていながら農業を活性化させていければと思っております。

2番の目標、権利移動の面積についてですが、これだけの農地が担い手農家に移動があったというものです。農地の貸し借りや売買、農地移動の面積がこれだけあるということです。

続きまして2番目が最適化活動の目標です。令和4年度から皆さんに活動強化の目標として、月6日の最適化活動を目標として、普段の農地の見回り、農家の方からの相談、小作契約の繋ぎなど農地移動の最適化活動の一環として出面の報告を受けております。1人当たり6日活動していただくというなかなか高い目標となっております。

2番目が年間を通しての担い手農家さんや農地パトロールなど、活動の期間の設定でございます。こちらは各々の農業委員さんであると思いますので、これに囚われず農家の方の相談を受けて、農地の集積や遊休農地が発生しないように日々の活動をやっていただければと思います。

3番目に新規参入相談会です。これは、今まで農業委員会で実績はありませんが、今からどんどん新規参集者が増えていきます。先日ある地区で、新規就農者で農地を取得さえる方との面談を行いました。そういったものがこの中に入ってくるかと思えます。新規就農者で農地取得といえるのは基本的には無く、利用権の設定からのスタートとなるのですが、特段の事情があり、認定新規就農者で農地取得を行っています。そういった方の相談会等が出来ればと考えています。

こういったものを総括した農業委員会の農地利用の最適化活動の目標設定ということで、令和6年度の目標としています。以上が1つ目の説明です。

2つ目が皆さんに緑色の1センチぐらいの厚さの農業委員会活動記録セットというものをお配りしております。今年はずっと製本したものをお配りしております。昨年度と同様に、日々の農家の方からの相談やパトロール、水路や農地を見て回ったなどの日々の活動をこちらに記載し、毎月の農業委員会で提出をお願いします。わからないときは気軽に事務局へ聞いていただければと思います。農業に関わる活動をいろいろと記入して頂きたいのでよろしくお願いします。

以上事務局からの説明でした。

議長

以上をもちまして第10回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。

7. 閉会時刻 11時15分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和6年5月10日

農業委員会 会長

議事録署名委員

18番

議事録署名委員

2番
